

2021



塩尻市 中小企業 融資制度のしおり

新型コロナウイルスに打ち克とう!!



地域商工業の
発展を目指して—



お問い合わせ先

塩尻商工会議所

塩尻市大門一番町12番2号
えんぱーく406

TEL：0263-52-0258

塩尻商工会議所

桧川支所

塩尻市木曾平沢2221-1

TEL：0264-34-2153

塩尻市産業振興事業部

産業政策課 産業政策係

塩尻市大門七番町3番3号

TEL：0263-52-0871

塩尻市中小企業融資制度

資 金 の 種 類			融 資 対 象	資金使途	貸付限度額
特 別 小 口 資 金			小規模事業者（※1） 信用保証協会の債務保証の総額が8,000万円を超えないもの	運転資金	2,000万円
				設備資金	
小口零細企業保証資金			小規模企業者（非営利活動法人を除く）、小規模企業団体 本資金は、国の全国統一保証制度の対象となる資金である。	運転資金	2,000万円
				設備資金	
中 小 企 業 振 興 資 金	中 小 企 業 金 （ 一 般 分 ）	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方 （※2）	運転資金 （市の制度資金につい て借換え再借換え利用 が可能です）（※2）	3,000万円	
			設備資金	5,000万円	
	経 営 安 定 資 金 （ 特 別 分 ・ 借 換 分 ）	①セーフティネット保証1～4・6号に該当する者 ②取引先企業の倒産による連鎖倒産防止のために資金を必要と する者 ③災害その他突発的に生じた事由及び経済事情の変動により直 近3ヶ月間の平均売上が過去3年間のいずれか同期と比べ 5％以上減少している者	運転資金 （新規借入分を含む借 換が申込書一つで可能 です）	3,000万円	
	経 営 安 定 資 金 （ 一 般 分 ）	セーフティネット保証制度5・7・8号に基づく認定企業で、 経営の安定に支障を生じている方・知事特認分融資要件に該当 し、経営の安定に支障を生じている方	運転資金		
	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 経 営 安 定 特 別 資 金 （※3）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているセーフティネッ ト保証制度4号若しくは5号に基づく認定企業又は危機関連保 証認定企業 借換条件 ①信用保証協会付、同一金融機関内に限り可 ②国、県、市のコロナ関連資金は対象外 ③責任共有制度対象の保証を責任共有対象外の保証に切り換え ることは不可 借換により従前の借入金を一括返済すること。	運転資金 設備資金	最大3,000万円	
創 業 支 援 資 金			新規開業予定者及び新規開業者で事業を実施するために資金を 必要とする方	運転資金	2,000万円
				設備資金	2,000万円
共同化事業資金	（一般事業分）	中 小 企 業 団 体 事 業 資 金	共同化を図る事業を行う中小企業団体又はその構成員	設備資金	1億5,000万円
		構 成 員 貸 付 資 金			1,500万円
共同化事業資金	（商店街活性化対策事業分）	環 境 整 備 資 金		設備資金	1億5,000万円
		共同施設設置資金			1億円
		店 舗 共 同 化 資 金		設備資金	1億5,000万円
		個別店舗改造資金		転貸資金	1億円
		店舗継承対策資金		設備資金	5,000万円
				運転資金	2,000万円
					設備資金
企 業 立 地 支 援 資 金			特定地域内及び工業系地域内に工場等を設置しようとする方	設備資金	1億円
高 度 技 術 導 入 資 金			高度技術の導入により、業務の合理化、製品の品質向上を図ろ うとする方	運転資金	1,500万円

（原則として市内に住所又は事業所を有する者で、同一事業を6ヶ月以上継続して経営している市税完納者）

※1. 常時使用する従業員（会社の場合、役員は含まない）の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人）以下の会社又は個人、従業員数（組員数）が20人以下の協業組合（企業組合）、事業共同小組合

※2. 従来に借りた制度資金を新たに中小企業振興資金に借り換えることができる場合があります。

※3. 令和3年2月15日から令和3年6月30日まで（6月30日以降状況を見ながら延長を検討）

貸付利率	信用保証料	貸付期間	返済方法	連帯保証人	担保	
年2.0%	市 5 分の 4 補助	5 年以内	分割返済 (据置 6 ヶ月以内)		原則として要しない。	
		7 年以内 (土地・建物に 限り10年以内)				
年1.5%	市全額補助	10年以内			原則として要しない。 (法人等については代表者 以外の保証人は不要)	必要に応じて徴する。
年2.2%	市 5 分の 4 補助	5 年以内				
		7 年以内 (土地10年以内) (建物13年以内)				
年1.6%	市全額補助	7 年以内	分割返済 (据置 1 年以内)			
年2.0%						
年0.8% (利子補給率 年0.8% ※借入れ実行後 2 年 以内)			10年以内		分割返済 (据置 2 年以内)	
年1.3%	市 5 分の 4 補助	5 年以内	分割返済 (据置 1 年以内)	原則として要しない。 (中小企業団体の代表理事 以外の保証人は不要)		
7 年以内		原則として要しない。 (法人等については代表者 以外の保証人は不要)				
年2.2%		15年以内	分割返済 (据置 2 年以内)	原則として要しない。 (中小企業団体の代表理事 以外の保証人は不要)		
		12年以内			原則として要しない。 (中小企業団体の代表理事 以外の保証人は不要)	
		15年以内	分割返済 (据置 3 年以内)	原則として要しない。 (中小企業団体の代表理事 以外の保証人は不要)		
		10年以内	分割返済 (据置 2 年以内)	原則として中小企業団体代 表理事及び転貸先企業の代 表者		
		15年以内			原則として要しない。 (法人等については代表者 以外の保証人は不要)	
		5 年以内	分割返済 (据置 6 ヶ月以内)			
		7 年以内				
年2.0% (一部利子補給あり)		15年以内	分割返済 (据置 2 年以内)			
年1.8%		7 年以内	分割返済 (据置 1 年以内)			

注意1. 限度額については、保証協会の債務保証残高、担保の評価に応じて調整を行い、減額することがあります。

注意2. 保証人については、原則として要しない（法人等については代表者以外の保証人は不要）。

塩尻市、長野県の制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります（貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります）。

受付日 年 月 日

制度資金受付検査項目チェックシート

(企業名:)

検査項目(共通)	市	金融	協会	会議所	部数	チェック
■利用する制度資金は？ 特別小口・小口零細・振興資金・経営安定・コロナ対策・その他()						

会議所(中小企業相談所)	
受付	所長

(金融機関担当者名)

【必須書類】

■融資あっせん申込書	○	○	○	○	4	
・実印が押されているか						
・記入洩れは無い(確認項目との相違はないか)						
・訂正のあった場合、全ての用紙に訂正印が押されているか(申込金額欄は訂正印不可)						
・融資希望時期まで十分な審査猶予があるか(最低7営業日以上)						
・返済方法に誤りがないか(措置期間、分割返済期間に誤りがないか)						
・市制度資金の利用状況に誤りがないか(未記入は受理不可)						
・許可等に記入漏れがないか						
・売り上げ実績等に誤りがないか(資金計画調書と整合性が取れているか)						
・設備資金の場合、着工・竣工年月日が記載されているか						
■事業所の略図	○	○	-	○	3	
■資金計画調書	○	○	○	○	4	
・あっせん申込書の金額と整合性が取れているか(不整合の場合は原則受理不可)						
・運転資金及び設備資金計画書の詳細が記入されているか(支払期限、設備予定時期欄は必須)						
・金融機関取引状況の詳細が記入されているか(確認項目と相違はないか)						
・その他記入洩れは無い						
■市税完納証明書	原本	○	○	○	4	
・市税完納証明書が添付されているか						
・市税完納証明書は発行後1ヶ月以内(申請時点の納税状況確認のため)						
■連帯保証人資産負債状況(法人の場合のみ)(市制度の場合のみ)	○	○	○	○	4	
・本人の直筆であるか、記入洩れはないか						
■決算書等の写し	○	○	-	○	3	
・2期分用意されているか(制度資金現在利用の場合は1期可)			-			
□決算より6ヶ月以上経過している場合、試算表または経営状況調書が添付されているか	○	○	-	○	3	
■信用保証委託契約書【同時申込の場合、メニューごとに1枚】	-	-	原本	-	1	
・実印が押印されているか	-	-		-		
・保証人欄は本人直筆であるか、また記入洩れはないか	-	-		-		
■個人情報の取扱いに関する同意書【原則、保証協会の初回利用の方(包括同意)】	-	-	原本	-	1	
・住所、氏名欄は本人の直筆か。印漏れはないか。金融機関記入欄に漏れはないか(保証番号除く)	-	-		-		
■個人情報の提供に関する同意書	○	原本	-	○	3	
・記入漏れはないか			-			

【設備資金の場合】

□見積書は有効期限内(1ヶ月以内)で、見積り会社の印が押印されているか(注文書等は不可)	○	○	○	○	4	
□カタログ等が添付されているか(見積書と整合が取れているか)	○	○	-	○	3	
・市内に設置する設備か		-	-		-	
■車両の場合	○	○	-	○	3	
・事業実施に必要な不可欠な車両であるか、過度に高価な車両や装備品等でないか(実施要領基準)			-			
・市制度:事業用車両(ナンバー1・2・4・6・8)であるか			-			
□市制度:「事業用車両の社名等に関する確約書」が添付されているか	原本	-	-	-	1	
■建物の場合	○	○	○	○	4	
□建築確認写(用途確認)が添付されているか	○	○	○	○		
□図面が添付されているか	○	○	-	○	3	
□契約書・見積書が添付されているか	○	○	○	○	4	
□登記簿が添付されているか	○	○	-	○	3	
□公図が添付されているか	○	○	-	○		
■土地の場合	○	○	○	○	4	
□契約書・見積書が添付されているか	○	○	○	○		
□登記簿が添付されているか	○	○	-	○	3	
□公図が添付されているか	○	○	-	○	3	
※土地・建物に関してはどこまでの内容が必要かあらかじめ保証協会・金融機関と相談し確認をとる。						

【制度資金初回利用の場合及び、以前利用した時より内容に変更がある場合】

■印鑑証明書(法人の場合)保証協会の初回利用の方もしくは別途提出が必要な方(要協会確認)	-	原本	○	-	2	
○あっせん申込書・信用保証委託契約書の印と同一、かつ発行後3ヶ月以内か	-			-		
○確認項目と相違はないか	-			-		
■印鑑登録証明書 保証協会を初めて利用する方もしくは別途提出が必要な方(要協会確認)	-	原本	○	-	2	
○信用保証委託契約書の印と同一、かつ発行後3ヶ月以内か	-			-		
○確認項目と相違はないか	-			-		

【許可業種の場合】

○許可証の名義と申込者名義が同一(同一で無い場合は、変更申請の写し)	○	○	○	○	4	
○建設業の場合～受注工事明細(許可なしでも必須)	○	○	○	○	4	

市役所受付		
担当	係長	課長

(決裁日: 送付日:)

その他添付書類

検査項目(メニュー別)	市	金融	協会	会議所	計	チェック
■特別小口資金・小口零細企業保証資金【個別の添付資料は不要】						
○小規模事業者(従業員数)に該当するか						
■新型コロナウイルス感染症対策経営安定特別資金						
□セーフティネット保証制度4号、5号、危機関連保証のいずれかの申請書(市に2通)	原本	-	-	-	2	
※すでに申請し、認定済みの場合は認定書の写しが添付されているか(有効期間30日以内に限る)	○	○	○	○	4	
□認定に係る申請内容(売上高等の状況等)添付資料	原本	-	-	-	1	
・記入漏れはないか、記入された内容は妥当であるか		-	-	-		
□根拠となる資料(決算書、売上台帳等)が添付されているか	○	-	-	-	1	
○借換の場合						
責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に切り換えることは不可						
信用保証協会付き、同一金融機関内に限り有効						
国・県・市のコロナ関連資金は対象外						
□借換え分融資の返済予定表	写し	-	-	-	1	
・申込書理由欄に従前資金の名称・申込年月日・借入残高が記載されているか					-	
■中小企業振興資金(一般)【個別の添付資料は不要】						
○小規模事業者(従業員数)に該当しないか(特別小口を使えないか)						
■中小企業振興資金(借換)(実行する枠は運転資金のみ)						
(借換え可能資金:振興資金・特別小口・創業・経営安定(別枠保証除く)・その他の資金)						
□事業計画書(市制度資金利用の場合、協会に提出不要)	原本	-	-	-	1	
・借入、返済金額等に誤りはないか		-	-	-		
□借換え分融資の返済予定表	写し	-	-	-	1	
■市経営安定資金(特別、借換)						
【市経安(特別、借換)】						
○セーフティネット保証制度5号等の場合						
□セーフティネット保証制度5号認定申請書(市に2通)	原本	-	-	-	2	
□※すでに申請し、認定済みの場合は認定書の写しが添付されているか(有効期間30日以内に限る)	○	○	○	○	4	
□認定に係る売上高の状況 添付資料	○	-	-	-	1	
・記入漏れはないか、記入された内容が妥当であるか		-	-	-		
・税理士・会計士の証明はあるか		-	-	-		
□根拠となる資料(決算書、売上台帳等)が添付されているか	○	○	○	○	4	
【市経安(特別・借換)】						
○取引企業の倒産による連鎖倒産防止、平均売上高が5%以上減少(市長特認)の場合						
□経営向上計画書	原本	○	○	○	4	
・記入漏れはないか、記入された内容が妥当であるか、条件に合致しているか						
□根拠となる資料(決算書、売上台帳等)が添付されているか	○	○	○	○	4	
○借換含む場合						
借換要件:責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借換することはできない						
□事業計画書	原本	-	-	-	1	
・借入、返済金額等に誤りはないか		-	-	-		
□借換え分融資の返済予定表	写し	-	-	-	1	
・申込書理由欄に従前資金の名称・申込年月日・借入残高が記載されているか					-	
■市創業支援資金						
○これから開業する場合						
□創業計画書	○	○	原本	○	4	
・記入漏れ、記入誤りはないか						
・数字は正確か						
□開業まで勤務していた事業所発行の源泉徴収票等	○	-	-	-	1	
・個人の場合:自己資金は借入金と同額以上か		-	-	-		
○開業後1年未満の場合						
□収支等計画書	○	原本	○	○	4	
・収支計画が正確に記入されているか						
・収支計画の積算根拠があるか						
・資産・負債の状況の数字は正確に記入されているか						
□開業まで勤務していた事業所発行の源泉徴収票等	○	-	-	-	1	
○開業後1年以上5年未満の場合						
□決算書等の写し	○	○	-	○	3	
□開業まで勤務していた事業所発行の源泉徴収票等	○	-	-	-	1	

指導経過

長野県中小企業融資制度

資 金 名		資金の特徴	貸付対象者	資金 使途	貸付限度
中小企業振興資金	一般枠	事業資金をスピーディーに調達	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備	1億円
	運転			5,000万円	
	短期継続融資枠		恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要な運転資金（正常運転資金）＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金	運転	3,000万円
	しあわせ信州創造枠		上記2資金（枠）を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」認定 ◇「長野県 SDGs 推進企業登録制度」の登録		
	創業枠		創業等関連保証又は創業関連保証を利用する方	設備 運転	設備・運転の合計で3,500万円
小規模企業発展資金		小規模企業者が成長・発展するために資金を調達	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者（※）の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員が20人（宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の企業	設備 運転	設備・運転の合計で2,000万円
経営健全化支援資金	経営安定対策 拡大	売上の減少 取引先の倒産 防災・安全対策 災害 等により必要となった資金を調達	(1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 (2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が前年同期又は前々年同期に比べ5％以上減少 イ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少	設備 運転	6,000万円 8,000万円
	特別経営安定対策 拡大		(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1)又は(2)に該当する方 (1) セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 (2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 (3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方 (4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5％以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5％以上減少 ウ 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月または前々年同月に比べ15％以上減少		
	防災・安全対策		(5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1)から(3)又は(4)ウに該当する方 (1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 (2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 (3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 (4) 事業継続計画（BCP）を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円	
	災害対策		暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）を受けた方	設備	6,000万円
			運転	8,000万円	
新型コロナウイルス対策 拡大	長野県中小企業者等グループ補助金を利用し、同補助金の交付申請をされた方	設備	4億円		
	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下記のいずれかに該当する方 (1) 危機関連保証を利用する方 (2) 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月または前々年同月に比べ15％以上減少 (3) セーフティネット保証4号を利用する方	設備	6,000万円		
	運転	8,000万円			

貸付期間上限 ()内は 土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
10年(20年) ＜据置1年＞	2.1%	2.2%以内 (全額自己負担)	◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用
7年〔借換10年〕 ＜据置6か月＞ ＜借換は据置1年＞	1年以内 1.8%		
1年	1.8%		◇毎月の返済が不要 ◇与信取引が3年以上ある金融機関で申込が可能 ◇原則、直近決算における正常運転資金額を上限とする
	上記資金(枠) の利率から ▲0.2%		◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ
10年 ＜据置1年＞	1.1%	0.8%以内 (全額自己負担)	◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援 ◇創業等関連保証、創業関連保証のみ対象 ◇信州創生推進資金(創業支援向け)、(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
7年 ＜据置1年＞			
10年 ＜据置1年＞	1.9%	0.44%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内) ◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)
7年〔借換7年〕 ＜据置6か月＞ ＜借換は据置1年＞			
10年 ＜据置1年＞ 7年〔借換10年〕 ＜据置1年＞ ＜借換は据置2年＞	1.9%	0.44%以内 セーフティ ネット保証等 利用の場合 自己負担無し	◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化している方などが利用可能 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証、危機関連保証等の場合) ◇保証料補給のある既存県制度融資及び長野県新型コロナウイルス感染症対応資金の借換が可能(借換後も保証料補給あり) ◇危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証を利用する方の利率を優遇(1.3%) ◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。
	1.6% 貸付対象者(3) は1.3%		
10年(15年) ＜据置2年＞	1.9%		◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外
7年 ＜据置1年＞			
10年(15年) ＜据置2年＞	1.1%		◇令和元年東日本台風被災事業者の利率引下げは令和3年度末の貸付実行分まで ◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
7年 ＜据置2年＞			
10年(15年) ＜据置2年＞			
10年 ＜据置2年＞	0.8%		◇新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方が利用可能 ※借換での利用は不可(県制度融資からの借換は、経営安定対策、特別経営安定対策などが対応可能)
7年 ＜据置2年＞			

資 金 名		資金の特徴	貸付対象者	資金 使 途	貸付限度
信州 創 生 推 進 資 金	創業支援向け	創業前後の事業資金を調達	下記のいずれかに該当する方 (1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2) 創業した日から5年未満である方 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備	3,500 万円
				運転	2,000 万円
	事業承継向け 拡大	事業承継のために資金を調達	(1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方 (2) 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 (3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 (4) 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 (5) 事業承継特別保証を利用する方	設備	1 億 5,000 万円
				運転	3,000 万円 [借換 8,000 万円]
	IT 産業向け	IT 産業の発展に寄与する取組に係る資金調達	日本標準産業分類に掲げる「大分類 G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を営む方もしくは営もうとする方		
				① 【創業】 …信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者に該当する方で、上記業種を主業とする方	設備 3,500 万円 運転 2,000 万円
				② 【事業拡大】 …上記事業に係る事業発展や拡大を目指す方	設備 1 億 5,000 万円 運転 5,000 万円
				③ 【立地】 …ICT 産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方	設備 3 億円 運転 5,000 万円
	事業展開向け	経営力向上計画 経営革新計画に基づき資金調達 新製品の開発事業の多角化のために資金調達	(1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 (2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 (3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又は AI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方	設備	1 億 5,000 万円
				運転	3,000 万円
	地域活性化向け	地域を活性化する取組に係る資金調達	(1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 (2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 (4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 (5) 「からだに優しい食品」（機能性表示食品など）を製造する方	設備	1 億 5,000 万円
				運転	3,000 万円
	企業立地向け	工場等の新設・移転や設備の更新・増強のために資金調達	(1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 (2) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 (3) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備	3 億円
				設備	1 億 5,000 万円
				運転	3,000 万円
	ゼロカーボン・次世代産業向け 拡大	ゼロカーボンに向けた取組や、次世代産業に参入するために資金調達	(1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 (2) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方 (3) 上記 (1) のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方（太陽光発電を除く）	設備	1 億円
				運転	3,000 万円
				設備	1 億 5,000 万円
				運転	5,000 万円
	海外展開向け	海外への事業展開のために資金調達	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備	1 億円
				運転	3,000 万円
	経営改善サポート資金	外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達	経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備 運転	設備・運転の合計で 1 億 5,000 万円

※「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」は受付期間が終了しています。（令和3年3月31日保証申込受付分まで）

貸付期間上限 ()内は 土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
10年 ＜据置1年＞	1.1％ (イノベーター 枠に該当する方は 1.0%)	0.44％以内 (創業関連保証・創 業等関連保証利用の 場合自己負担無し)	◇創業後5年未満の方も貸付対象 ◇貸付対象者(1)の方は、設備・運転の合計で、2,000万円＋自己資金の範 囲内で1,500万円の最大3,500万円が貸付限度 ◇中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(IT産業向け【創業】) との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇イノベーター枠は利率優遇(1.0%)
7年 ＜据置1年＞			
10年(15年) ＜据置1年＞	1.0％	0.44％以内 (経営革新関連保証、 経営力向上関連保証 等利用の場合自己負 担無し)	◇貸付対象者(3)のうち経営承継借換関連保証を利用する方、又は貸付 対象者(5)の事業承継特別保証を利用する方に限り、保証付き融資 の借換が可能 ◇事業承継後5年未満の方や経営承継円滑化法上の認定を受けた方(中小企 業者の代表者個人(予定者含む)等)も対象
7年〔借換10年〕 ＜据置1年＞			
10年＜据置1年＞ 7年＜据置1年＞	1.0％		◇「信州ITバレー構想」の実現に向け、IT産業関連の事業者に対して、 創業から事業拡大までを幅広く支援
10年(15年) ＜据置1年＞ 7年＜据置1年＞			
10年(15年) ＜据置1年＞ 7年＜据置1年＞ 15年＜据置3年＞ 7年＜据置1年＞	1.1％		◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け) との合計で、最大5,500万円が貸付限度
10年(15年) ＜据置1年＞ 7年 ＜据置1年＞	1.7％ 貸付対象者 (3)は1.4％		◇経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方は、当該計画 の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇AI・IoT・ロボットに係る研究開発又は設備を導入する方の利率を優遇 (1.4%)
10年(15年) ＜据置1年＞ 7年 ＜据置1年＞	1.7％ 貸付対象者(2)の うち伝統的工芸品を 製造する方及び(5) の方は1.4％		◇宿泊施設のリニューアルや観光需要に対応した環境整備(Wi-Fi環境 整備等)を行う方も貸付対象 ◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇(1.4%) ◇貸付対象者(4)の方は、施設の新築に伴うものは対象外
15年＜据置3年＞ 10年(15年) ＜据置2年＞ 7年＜据置1年＞	1.4％		◇工業団地へ新設・移転・設備導入等を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物 の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期 間内に建物の工事に着工、操業をすること
10年(15年) ＜据置2年＞ 7年＜据置1年＞ 15年(18年) ＜据置5年＞ 12年 ＜据置5年＞	1.4％		◇二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や石油由来製品からの転換等、 ゼロカーボンに向けた取組を支援 ◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年 未満の方 ◇再生可能エネルギー産業(太陽光除く)に取り組む方、航空宇宙産業 及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方などは進出後5年以 降でも利用可能
10年(15年) ＜据置1年＞ 7年 ＜据置1年＞	1.9％		1.32％以内
15年 ＜据置1年＞	1.6％	自己負担無し	◇事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象 ◇信用保証料の自己負担無し ◇既存県制度融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある

長野県中小企業融資制度申込書類一覧

◆：各資金等の必須申込書類

◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

※：設備資金・運転資金の一括申込ができる資金（同一保証を利用する場合で、貸付期間が同一の場合）

共通申込書類		注意点等
全資金共通	◆融資あっせん申込書【様式第1号】 (中小企業振興資金は融資申込書【様式第1号の2】)	■資金の必要理由は具体的に記入 ■借換の場合、「資金を必要とする理由」欄に、借換である旨、借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日、借入残高を記入
	◇貸借対照表、損益計算書（直近決算期分） ◇試算表（決算後6か月以上経過の場合）	■中小企業振興資金は添付不要
	◇県税及び市町村税の納税証明書（未納が無いことの証明書）	■1部正本、他は写し ■県税全て及び市町村税の定める税目で滞納が無いこと ■中小企業振興資金は添付不要
	◇許可証等の写し（許可証等の取得が必要な業種の場合）	■許可等の種類ごとに主たる事業所分を添付 ■設備未完成等で許可取得できない場合、信用保証協会への念書を申込時に添付 ■許可証等の名義人と申込される方は原則同一となる (名義が異なる場合は申込前に地域振興局まで要相談)
設備資金の場合	◆設計設備計画図、見積書、カタログ等の写し ◇建築確認済証の写し（貸付対象が建物の場合） ◇土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類（貸付対象が土地の場合） ◇設備設置場所の略図（事業所以外の場所に設置する場合）	■見積書の内訳書がある場合、合計金額を確認 ■見積書の宛名は申込人名と同一、見積業者印漏れ、有効期限に注意

資金別申込書類			注意点等
中小企業振興資金	短期継続融資枠	◆中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票【様式第2号】	
	しあわせ信州創造枠	次のいずれかの認証（認定）を受けた方 ◇職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し ◇市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し ◇消防団協力事業所表示制度確認書【様式第3号の2】（市町村の認定通知書が添付できない場合） ◇健康経営優良法人認定書の写し ◇長野県SDGs推進企業登録証の写し	■認証書等の期限に注意
	創業枠（※）	新規開業予定者に該当する方 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）に同じ（様式第17号は不要） ----- 新規開業者に該当する方 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）に同じ	■新規開業予定者及び新規開業者の定義は信州創生推進資金（創業支援向け）を参照。 ただし、本資金は創業等関連保証又は創業関連保証を利用できる方に限ります ■認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする方は市町村長の証明書が必要
小規模企業発展資金（※）		◆事業計画書【様式第13号】	■借換は、成長・発展のための設備資金、運転資金借入を伴うものであること

◆：各資金等の必須申込書類

◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類			注意点等
経営健全化支援資金	経営安定対策 特別経営安定対策 新型コロナウイルス対策	◇経営向上計画書【様式第14号又は様式第14号の2】 セーフティネット保証又は危機関連保証を利用する方 ◇市町村長の発行する特定（又は特例）中小企業者の認定書 経済変動等に該当する方 ◇試算表等、要件に該当することを確認できる書類の写し（試算表等を作成していない場合、中小企業者作成の売上推移表に税理士や商工会指導員等の確認を受けたものでも可） 倒産企業への債権を保有する方 ◇倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類の写し 東日本大震災復興緊急保証を利用する方 ◇東日本大震災復興緊急保証中小企業者であることの市町村長の認定書	■セーフティネット保証又は危機関連保証利用の場合、認定書の有効期限内に市町村へ申込むこと ■経営向上計画書は今期に比べ、3年後を目途に、売上高又は収益性が増加する計画となる ■東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方は、経営向上計画書の添付不要
	防災・安全対策	◆事業計画書【様式第15号～第15号の4】 耐震補強改修工事を行う方 ◇耐震診断結果書類の写し BCPに基づく対策を講じる方 ◇事業継続計画書（BCP）の写し	
	災害対策	◆市町村長等の発行する災害証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの） ◇長野県が受理した「グループ補助金交付申請書の写し」 ◇上記交付申請書類における「グループ補助金補助事業計画書」及び「見積書一覧表の写し」	
信州創生推進資金	創業支援向け（※）	新規開業予定者に該当する方 ◇創業計画書【様式第16号】 ◇創業計画に関する意見書【様式第17号】※分社化する方は除く ◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類（前職の源泉徴収票等）※分社化する方は除く ◇自己資金の確認書類（創業等関連保証を利用する方） 新規開業者に該当する方 ◇開業届（開業届提出前の場合、賃貸契約書や商品売買契約書等の客観的着手を確認する書類）又は商業登記簿謄本の写し ◇次の①～③のいずれかの書類 ①創業計画書【様式第16号】（法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生までの期間の方） ②収支等計画書【様式第18号】（売上発生から決算書を作成するまでの方）※売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会から創業計画書の添付を求められる場合があり、その場合、収支等計画書は添付不要 ③貸借対照表、損益計算書（決算書作成済の方） イノベティブ枠（県創業支援施策対象者）に該当する方 ◇創業支援施策対象者確認票【様式第19号】	■新規開業予定者とは具体的に事業活動に着手する前の段階の方 ■新規開業者とは具体的に事業活動に着手している方（法人の場合、設立登記。個人事業主の場合、開業届提出、事業所の賃貸借契約締結、商品の仕入れを開始等） ■設備資金・運転資金の一括申込ができる（創業等関連保証又は創業関連保証の利用が要件） ■認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うとする方は市町村長の証明書が必要
	事業承継向け	◇事業計画書【様式第20号～第20号の2】 既存事業を譲り受けようとする方 ◇事業承継同意書【様式第27号】 事業継承・引継ぎ支援センターの支援を受けて計画を策定した方 ◇事業承継計画書 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 ◇経営承継円滑化法第12条の規定に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請の提出書類の写し 事業承継後5年未満の方 ◇開業届（個人）又は商業登記簿謄本（法人）の写し 事業承継特別保証を利用する方 ◇事業承継特別保証利用に係る信用保証協会への提出書類	■事業承継計画書又は経営承継円滑化法第12条の規定に基づく認定申請の提出書類の写しをもって事業内容が確認できる場合若しくは事業承継特別保証を利用する場合は、事業計画書の添付不要

◆：各資金等の必須申込書類

◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類			注意点等
信州創生推進資金	IT 産業向け（※）	信州創生推進資金（創業支援向け）に該当する方 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）に同じ 事業発展を目指す方 ◇事業計画書【様式第 21 号】 ICT 産業立地助成金の事業認定を受けた方 ◇ ICT 産業等立地助成金認定通知書の写し	■設備資金・運転資金の一括申込ができる（創業等関連保証又は創業関連保証の利用が要件）
	事業展開向け	◇事業計画書【様式第 22 号～第 22 号の 3】 ----- 次の各計画の承認又は認定を受けた方 ①経営革新計画の承認申請書、承認書の写し ②経営力向上計画の認定申請書、認定書の写し	■①、②を添付した場合、事業計画書の添付不要
	地域活性化向け	◇事業計画書【様式第 23 号～第 23 号の 4】 「からだに優しい食品」を製造する方 ◇「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類	■障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方は事業計画書の添付不要
	企業立地向け	◇事業計画書【様式第 24 号～第 24 号の 3】	
	ゼロカーボン・次世代産業向け	◆事業計画書【様式第 25 号～第 25 号の 3】 ----- 売電設備資金を申込む方 ◇経済産業省（若しくは一般社団法人太陽光発電協会等）の認定通知書 ◇電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書 等	■売電設備資金の場合、設置場所の登記簿謄本、農地転用を確認できる書類、賃貸契約書の写し等の提出を依頼することがあります ■省エネルギー型照明設備を導入する方は、事業計画書の添付不要
	海外展開向け	◆事業計画書【様式第 26 号～第 26 号の 4】	
経営改善サポート資金（※）		◆貸付対象者に記載のいずれかに該当する計画書の写し ◇債権者の合意書の写し（書面で合意がなされた場合）	■計画書は申込日の概ね 3 か月以内に作成したもの ■計画書に記載された資金の申込みであること ■設備資金・運転資金の一括申込ができる（貸付期間が同一の場合）

信用保証協会への申込書類		注意点等
共通書類	◆信用保証委託契約書 ◆個人情報の取扱いに関する同意書（原則として、初めて信用保証協会を利用する場合に限る） ◇従業員数確認書類（従業員数が一定規模以上の会社に限る）	■最新の必要書類については信用保証協会までお問い合わせください。
信用保証協会を初めて利用する場合	◆印鑑証明書の写し（原本証明不要） ◆商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	■前回申込から変更がある場合は添付が必要
その他	県、市町村、金融機関、信用保証協会に対し、その他審査に必要な書類の提出を求められることがあります。また、制度融資の対象設備の設置を完了したときは、県へ設備完了届の提出が必要です。（中小企業振興資金など、県がアッセンをしていない資金の場合は不要。）	

※【様式第〇号】と記載があるものは長野県公式ホームページからダウンロードできます。

長野県公式ホームページ

トップページ⇒「仕事・産業・観光」⇒「商工業」⇒「金融支援」⇒「長野県中小企業融資制度（融資手続及び申込書類）」

長野県中小企業融資制度チェックシート（塩尻市）

融資あっせん申込書 5部

別表 (注) 各項目の数値は必要部数(★に注意)、数値が斜体の項目は条件により必須、項目が統合されている場合は該当するいずれかを可を意味します。
信州創生推進基金創業者支援向けの「開業予定者」欄の部数は商工会、商工会議所への提出分を含む。(その他の資金でも当該団体に更に1部必要な場合があります。)

資金種類										信州創生推進基金										備考									
添付書類										小規模企業										創業支援向け									
融資計画書・金融機関										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									
融資計画書										融資計画書										創業支援向け									

別表

(注) 各項目の数値は必要部数(★に注意)、数値が斜体の項目は条件により必須、項目が結合されている場合は該当するいずれかで可を意味します。
信州創生推進資金創業支援向けの「開業予定者」欄の部数は商工会・商工会協会の提出分を含む。(その他の資金でも当該団体用に更に1部必要な場合があります。)また、IT産業向けで創業支援向けに該当する場合は、創業支援向けの添付書類(必要数)が必要。
「保証協会」：長野県信用保証協会 「保証協会等」：保証協会及び長野県農業信用基金協会

資金の種類		経営強化支援資金										信州創生推進資金				備考 (■＝中小企業貸付促進要領第13) 法＝法人 個＝個人	
		小規模企業 発展資金	経営安定 対策	防災・安全 対策	災害対策	新規・コア 対策	創業支援向け 創業予定者	事業承継 向け	IT産業 向け	地域活性化 向け	企業立地 向け	海外展開 向け	経営改善 ポートフォリオ資金				
添付書類	記入が必要な書類	法	個	法	個	法	個	法	個	法	個	法	個	法	個		
資金計画書		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
見積書		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
売買(仮)契約書等		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
カタログ		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
図面(事業施行前)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
6条建築確認orE系届出		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
設計図面		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
写真(事業実行前)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
貸借(仮)契約書等		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
工事等への貸借人の同意が確認できるもの		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
貸借人の費用負担義務が確認できるもの		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
全部事項証明書・権利書等		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
公園及び地図		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
物件所在地の略図		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
個人情報の提供に関する同意書		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
個人情報の提供に関する同意書		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
印鑑証明書(申込者、保証人)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
個人情報の取扱いに関する同意書		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
信用保証委託契約書		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
保証協会信用加入希望確認書		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
従業員数確認書類		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
定款		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
登記簿謄本		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
印鑑証明書(申込者、保証人)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		
農外事業資金借入申込書類(農協所定様式)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5		

日本政策金融公庫国民生活事業融資制度

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

融 資 制 度		ご利用いただける方	資金使途	融資限度額	ご返済期間
一 般 貸 付		事業を営む方（ほとんどの業種の方にご利用いただけます。）	運転資金 設備資金	4,800万円	(運) 7年以内 (設) 10年以内
			特定設備資金	7,200万円	20年以内
セーフティ ネット貸付	経 営 環 境 変化対応資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金 設備資金	4,800万円	(運) 8年以内 (設) 15年以内
	金 融 環 境 変化対応資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	運転資金 設備資金	別枠4,000万円	(運) 8年以内 (設) 15年以内
	取 引 企 業 倒 産 対 応 資 金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金	別枠3,000万円	8年以内
新 企 業 育 成 貸	新規開業資金	新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
	女性、若者／ シニア 起業家資金	女性または35歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金		(運) 7年以内 (設) 20年以内
	再 挑 戦 支 援 資 金 (再チャレンジ 支 援 融 資)	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
	新事業活動 促進 資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
	中 小 企 業 力 強 化 資 金	外部専門家の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」の適用などにより、経営力の強化を図る方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
企 業 活 力 強 化 貸 付	企 業 活 力 強化資金(★)	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業などを営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
	I T 活 用 促 進 資 金	情報化投資を行う方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
	海 外 展 開・ 事業再編資金	海外展開を図る方など	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
	地域活性化・ 雇用促進資金	承認地域経済牽引事業計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方など	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
	ソーシャルビジネス 支 援 資 金	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
	事 業 承 継・ 集 約・活 性 化 支 援 資 金	事業を承継する方など	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
環境・エネルギー 対策貸付	環境・エネルギー 対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	(運) 7年以内 (設) 20年以内
生活衛生貸付	一 般 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金	7,200万円～ 4億8,000万円	13年以内
	振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって生活衛生関係の事業を営む方	運転資金 設備資金	(運) 5,700万円 (設) 1億5,000万円～ 7億2,000万円	(運) 7年以内 (設) 20年以内
新型コロナ ウイルス感染症 特 別 貸 付		新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金 設備資金	別枠8,000万円	(運) 15年以内 (設) 20年以内
新 創 業 融 資 制 度		新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方	運転資金 設備資金	3,000万円 (うち運転資金1,500万円)	各融資制度に定めるご返済期間以内
担 保 を 不 要 と する 融 資		税務申告を2期以上行っている方	運転資金 設備資金	4,800万円	各融資制度に定めるご返済期間以内

※ (★) のついた資金については塩尻市の独自の要件緩和措置が受けられる場合がございます。

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。
ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。

ご利用いただける方	資金使途	融資限度額	ご返済期間
商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方 ※小規模事業者とは従業員数が20人〔商業・サービス業（宿泊業・娯楽業及び旅行業を除く）は5人〕 以下の会社又は個人事業所	運転資金	2,000万円	7年以内（据置1年以内）
	設備資金		10年以内（据置2年以内）

※日本政策金融公庫国民生活事業ではこの他にも貸付制度がございます。HPにて最新情報をご覧ください。またご不明な点はお問い合わせください。
TEL 0263-33-7070

日本政策金融公庫国民生活事業融資制度 ご提出書類

個人営業の方	最近2期分の申告決算書（申告されている方）
法人営業の方	最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。） 最近の試算表（決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）
設備資金をお申込の場合	見積書
はじめてご利用される方	創業計画書（新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方。日本政策金融公庫のHPからダウンロードしてご利用下さい） 企業概要書（日本政策金融公庫のHPからダウンロードしてご利用下さい） 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方） ※創業計画書をご提出いただいた場合、企業概要書の提出は不要です。